

《名簿ファイルに綴じ込んで保管》

避難行動要支援者名簿の見方

- この名簿は、令和6年8月1日を基準日とし、名簿掲載への意向調査を行った結果を掲載しています。
- 対象者の該当項目の詳細は次のとおりです。参考にしてください。

65歳以上世帯 (要介護 1-2,要支援 1-2)	65歳以上のみの世帯に属し、要介護認定1または2、要支援認定1または2の方	
要介護 3,4,5	要介護認定が3、4または5の方	
肢体不自由	身体障害の肢体不自由のうち、上肢（腕や手、上腕、前腕、手を含む）障害の等級が1または2級の方	
	身体障害の肢体不自由のうち、下肢（股関節以降、脚、足のことをいう）障害の等級が1または2級の方	
	身体障害の肢体不自由のうち、体幹（胴体）障害の等級が1、2または3級の方	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、上肢障害の等級が1または2級の方	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、移動障害の等級が1、2または3級の方	
視覚	視覚障害の等級が1または2級の方	
聴覚	聴覚障害の等級が2級の方	
内部	内部障害の等級が1～4級の方	
療育	療育手帳をお持ちの方	
精神	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、等級が1または2級の方	
難病	指定難病の医療受給者証の交付を受けている方	
その他(希望者)	令和2年度以前から「多治見市避難行動要支援者名簿」に掲載されていた方、または、上記以外の認知症高齢者、外国人など支援を希望する方	
備考	配慮を要する事項 など	
「個人情報の提供」 多治見市避難行動要支援者名簿に関する条例 第5条第2項	①本文 (手挙げ方式で調査)	前項の規定による名簿情報の提供については、本人の同意を得た上で行わなければならない。
	②ただし書 (逆手挙げ方式で調査)	ただし、第3条第1号から第3号までに定める避難行動要支援者については、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人に確認を求めた場合において、不同意の意思を明示しなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

